## 改正後の特許法施行に関する関連審査業務処理暫定弁法

国家知識産権局公告 第 423 号

2021年5月24日

第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議は 2020 年 10 月 17 日に『全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国特許法」の改正に関する決定』を採択し、改正後の特許法は 2021 年 6 月 1 日から施行される。特許法実施細則はまだ改正途中とであるため、改正後の特許法の施行を保障するため、国家知識産権局は「改正後の特許法施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」を制定し、ここに公布し、2021 年 6 月 1 日より施行する。特許出願人、特許権者或いは関連当事者は本弁法の規定に従い、関連業務の手続きを行うことができる。

关于施行修改后专利法的相关审查业务处 理暂行办法

第一条 专利申请人自 2021 年 6 月 1 日 (含 该日,下同)起,可以通过纸件或离线电子申请形式,依照修改后的专利法第二条第四款提交请求保护产品的局部的外观设计专利申请。国家知识产权局将在新修改的专利法实施细则施行后对上述申请进行审查。

第二条 申请日为 2021 年 6 月 1 日后的专利 申请,申请人认为存在修改后的专利法第二 十四条第一项规定情形的,可以通过纸件形 式提出请求。国家知识产权局将在新修改的 专利法实施细则施行后对上述申请进行审 查。

第三条 申请日为 2021 年 6 月 1 日后的外观设计专利申请,申请人可以依照修改后的专利法第二十九条第二款提交请求外观设计专利优先权的书面声明。国家知识产权局将在新修改的专利法实施细则施行后对上述申请以及作为要求优先权基础的在先外观设计专利申请进行审查。

第四条 申请日为 2021 年 6 月 1 日后的专利申请,申请人可以依照修改后的专利法第三十条提交第一次提出的专利申请文件的副本。

改正後の特許法施行に関する関連審査業務処理暫定弁 法(仮訳)

第1条 特許出願人は、2021年6月1日(当該日を含む。 以下同じ)より、紙或いは、オフラインの電子出願形式を通 じて、改正後の特許法第2条第4項に基づき、製品の部 分の保護を求める意匠特許出願を提出することができる。 国家知識産権局は新たに改正された特許法実施細則の 施行後、上述の出願の審査を行う。

第2条 出願日が2021年6月1日以降の特許出願で、出願人は改正後の特許法第24条第1項に規定される情況 (訳注:緊急事態などによる新規性喪失の例外)にあると認められる場合、紙の形式で請求をすることができる。国家知識産権局は、新たに改正された特許法実施細則の施行後、上述の出願の審査を行う。

第3条 出願日が2021年6月1日以降の意匠特許出願の場合、出願人は改正後の特許法第29条第2項(訳注: 国内優先権主張)に基づき、意匠特許の優先権を主張する書面による陳述を提出することができる。国家知識産権局は、新たに改正された特許法実施細則の施行後、上述の出願及び優先権主張の基礎となる先の意匠特許出願の審査を行う。

第4条 出願日が2021年6月1日以降の特許出願の場合、出願人は改正後の特許法第30条(訳注:優先権主張)に従い、最初に提出した特許出願書類の副本を提出することができる。

第五条 对自 2021年6月1日起公告授权的 发明专利,专利权人可以依照修改后的专利 法第四十二条第二款,自专利权授权公告之 日起三个月内,通过纸件形式提出专利权期 限补偿请求,后续再按照国家知识产权局发 出的缴费通知缴纳相关费用。国家知识产权 局将在新修改的专利法实施细则施行后对 上述请求进行审查。

第六条 专利权人自 2021 年 6 月 1 日起,可以依照修改后的专利法第四十二条第三款,自新药上市许可请求获得批准之日起三个月内,通过纸件形式提出专利权期限补偿请求,后续再按照国家知识产权局发出的缴费通知要求缴纳相关费用。国家知识产权局将在新修改的专利法实施细则施行后对上述申请进行审查。

第七条 自 2021 年 6 月 1 日起,专利权人可以依照修改后的专利法第五十条第一款,以纸件形式自愿声明对其专利实施开放许可。 国家知识产权局将在新修改的专利法实施细则施行后对上述声明进行审查。

第八条 自 2021 年 6 月 1 日起,被控侵权人可以依照修改后的专利法第六十六条,通过纸件形式请求国家知识产权局出具专利权评价报告。

第九条 自 2021 年 6 月 1 日起,国家知识产权局依照修改后的专利法第二十条第一款、专利法第二十五条第一款第 (五)项对初步审查、实质审查和复审程序中的专利申请进行审查。

第十条 申请日为 2021 年 5 月 31 日 (含该日)之前的外观设计专利权的保护期限为十年,自申请日起算。

第十一条 本办法自 2021 年 6 月 1 日起施 行。 第5条 2021年6月1日より以降に公告登録された発明 特許について、特許権者は改正後の特許法第42条第2 項(訳注:審査遅延による特許期間の補償)に基づき、特 許権の公告登録日から3か月以内に、紙の形式で特許権 利期間補償請求を提出し、その後、国家知識産権局が発 行した費用納付通知に従い関連費用を納付することがで きる。国家知識産権局は新たに改正された特許法実施細 則の施行後、上述の請求の審査を行う。

第6条 特許権者は2021年6月1日より、改正後の特許 法第42条第3項に基づき、新薬の上市許可申請が承認 された日から3か月以内に、紙の形式で特許権期間補償 請求を提出し、その後、国家知識産権局が発行した費用 納付通知に従い関連費用を納付することができる。国家知 識産権局は新たに改正された特許法実施細則の施行後、 上述の請求の審査を行う。

第7条 2021年6月1日より、特許権者は改正後の特許 法第50条第1項(訳注:開放許諾(License of Right))に基 づき、紙の形式で自発的にその特許の開放許諾の実施を 陳述することができる。国家知識産権局は新たに改正され た特許法実施細則の施行後、上述の請求の審査を行う。

第8条 2021年6月1日より、被訴権利侵害者は改正後の特許法第66条に基づき、紙の形式で国家知識産権局に特許権評価報告書の発行を請求することができる。

第9条 2021年6月1日より、国家知識産権局は改正後の特許法第20条第1項(訳注:信義誠実、特許権濫用)、特許法第25条第1項第(5)号(訳注:非特許事由:原子核変換方法)に基づき、方式審査、実体審査及び復審手続き中の特許出願の審査を行う。

第 10 条 出願日が 2021 年 5 月 31 日(当該日を含む)までの意匠特許権の保護期間は 10 年とし、出願日から起算する。

第 11 条 本弁法は 2021 年 6 月 1 日より施行する。

参照サイト: https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art\_74\_159631.html